

# ユービーサポート株式会社 堀越こもれび保育園

## 事業の運営についての重要事項に関する規程

### (施設・事業の目的)

第1条 堀越こもれび保育園(以下「当園」という。)が小規模保育事業として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名 称 堀越こもれび保育園

(2)所在地 袋井市堀越2丁目17-1

### (提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成20年告示)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、袋井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月袋井市条例第18号。以下「市設備基準条例」という。)で定める配置基準以上の人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1)園長 1人

園務をつかさどり、所属職員全体の監督を行う。

(2)副主任保育士 1人

副主任保育士は、保育課程及び保育の計画に基づき、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3)保育士 16人

保育士は、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行うとともに、副主任保育士を補助する。

(4)保育従事者 0人

保育従事者は、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう、保育環境の整備及びその他保育所運営に必要な業務を行う。

(5)調理員 3人

調理員は、調理業務及びその他保育所運営に必要な業務を行う。

(6)嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(7)嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1)保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時15分から午後6時15分までとする。

土日祝 午前7時15分から午後6時15分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2)保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土日祝 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間(8時間)の間に延長保育を提供する。

### (3)開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時15分から午後6時15分までとする。

土日祝 午前7時15分から午後6時15分までとする。

### ※実際に保育を提供する時間帯について

実際の保育の提供を行う時間帯は、各世帯保護者の就労証明書に記載されている就労時間その他の保育を必要とする時間を勘定し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

### (利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園へ支払うものとする。

- 2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

### (利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

| クラス | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
|-----|-----|-----|-----|
| 定員  | 3人  | 8人  | 8人  |

### (利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認し、同意書への署名をもって利用契約を交わす。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2)支給認定保護者から当事業利用の取消しの申出があったとき。

(3)市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、市子ども未来課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「袋井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月袋井市条例第17号。以下「市運営基準条例」という。)」第25条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市こども支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第14条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決

責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

#### (安全対策と事故防止)

第15条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、袋井市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、堀越こもれび保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、子ども若者家庭センターにも報告する。

#### (健康管理・衛生管理)

第16条 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

#### (支給認定保護者に対する支援)

第17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

#### (業務の質の評価)

第18条 当園は、市運営基準条例第45条に規定する保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

- 2 保育士等の自己評価及び家庭的保育事業の自己評価については、年1回を行い、家庭的保育事業の自己評価については、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第19条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第20条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1)保育・教育の実施に当たっての計画          | 5年間保存 |
| (2)提供した保育・教育に係る提供記録          | 5年間保存 |
| (3)市町村への通知に係る記録              | 5年間保存 |
| (4)支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録      | 5年間保存 |
| (5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。

この規定は令和8年4月1日から施行する。

## 入園時確認事項

□ ① 在園中は、保育の必要性を継続的に満たしていることが必要です。在園継続要件に変更がある場合は必ずお申し出ください。

※実際に保育を提供する時間帯について をご確認ください。

□ ② お子さまの体調がすぐれず早退が必要だと判断した場合、発熱の有無にかかわらずご連絡しますので、速やかなお迎えにご協力をお願いします。また前日に発熱もしくは体調のすぐれない場合には、ご家庭での静養にご協力をお願いします。

□ ③ 感染症対策のため、嘔吐や下痢等で汚れた衣類を園では洗濯せずに、そのままお持ち帰りいただくことがあります。また、感染症の拡散を防ぐため、便・吐物・血液等他の園児にも嘔吐物がかかる等して衣類が汚れた場合、該当園児の衣類も併せてお持ち帰りいただくことがあります。

□ ④ 病気はかかってから治すより、かからないように予防したいものですが、保育園などの小さな子どもの集団では大流行を起こす危険があります。健康状態を見ながら予防接種を受けましょう。なお、予防接種を受けた時は、必ず園にお知らせください。また、予防接種を受けた日は抗体熱等が出る可能性もあり、体調を崩しやすいので自宅でゆっくりお過ごしください。

□ ⑤ 園には抵抗力の弱い乳児や、喘息を持つ子どももいます。感染症にかかった時は、集団の健康を守るためにお休みをしてください。

□ ⑥ 意見書の必要な感染症が治り、初めて登園する日は「意見書」を医師に書いてもらい提出してください。

□ ⑦ 「登園届」「意見書」「(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)経過観察表」は医療機関で発行を受けることができますが、袋井市 HP からダウンロードすることが可能です。

□ ⑧ ⑦の各書式に該当する感染症一覧は袋井市 HP から確認ができます。

袋井市 ホーム > 組織から探す > 子ども未来課 > 施設運営係  
> 保育園 > 保育所 内「感染症に関する意見書について」欄

- ⑨ 保育中、外遊びや子ども同士の関わりの中で、成長過程の一つとして噛みつきやひっかきのトラブルが予測されますのでご理解ください(未然に防ぐことができるよう当園でも努力をいたします)。
- ⑩ アレルギーや宗教上の理由等により接種できない食材がある場合には、事前に判明している全ての情報の提供をお願いします。また、状況に変化が生じた場合には必ずお申し出ください。
- ⑪ 原則、私物(おもちゃ・お菓子等)の持ち込みはご遠慮いただいております。登園時に持参した私物については保護者の方にその都度お持ち帰りをお願いします。特別な事情がある場合には職員までご相談ください。また、アレルギー対応が必要なお子さまもいらっしゃいます。登降園時に食べ物を口に入れたまま保育室へ入室したり、園内に食べ物を持ち込むことはご遠慮ください(誤食の防止)。
- ⑫ 園児の成長過程において、体質、発達面で特別な配慮が認められるようになり、当園の施設・人員配置では対応できないと判断された場合には、関係相談機関と連携の上、退園をお願いする場合があります。

※ その他、詳細については「入園のしおり」をご参照ください。

別表2

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目                  | 内容、負担を求める理由及び目的                                               | 金額                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 延長保育料               | 延長保育に係る費用                                                     | 30分毎 500円                    |
| 保育用品費               | クラス別、個人持ちの保育用品費<br>(園カラー帽・せいさく帳・園トートバッグ・<br>防災頭巾・簡易ベッド用敷きパッド) | 入園時、進級時等。<br>500～<br>10,000円 |
| 知育プログラム費<br>及び汚物処理代 | 毎週1回の英語あそびのための外国人<br>講師代。紙おむつの廃棄処理代。                          | 月額 1,500円                    |



ユービーサポート株式会社

堀越こもれび保育園 殿

## 重要事項の説明に関する同意書

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

(児童との関係) \_\_\_\_\_